

本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領

横 浜 市

昭和57年 1月25日 施 行
令和7年 10月23日 改 訂 施 行

本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領

1 目的

この要領は、横浜市が施工する工事に伴い排出する建設副産物のうち、建設発生土、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び現場発生路盤材（旧路盤材）等のがれき類、木くず（伐採樹木、剪定枝葉及びこれらに類するものは除く）の処分の基準を定めることにより、工事の円滑な推進と資源の循環的な利用の促進に資することを目的とする。

2 処分方法の区分

(1) 指定処分

建設副産物を、本市が指定する処分地へ処分することをいう。

(2) 確認処分

建設副産物を、請負人が確保する処分地へ処分することをいう。

3 処分の原則

(1) 建設副産物は、可能な限り再利用する。

(2) 建設副産物の処分は、原則として指定処分とする。

(3) 確認処分は、4(5)ア(ア)(イ)、5(2)ア及び6(2)アに該当する場合に行うことができる。

4 建設発生土

建設発生土は、以下の順序で処理を行う。

なお、工事担当者は、建設発生土の峻別と工法の選択を行い、発生土量の抑制に努めること。また、安易に埋立て処分を行うことのないよう、再利用について、検討すること。

(1) 発生抑制

計画・設計段階から掘削断面の合理化や工法の選定など発生土量の抑制を行う。

(2) 現場内利用

建設発生土は、可能な限り、現場内（同一工事内）で再利用する。なお、土質改良して再利用する場合は、（別表1）に定める土質改良施設を活用する。活用にあたっては、横浜改良土センター株式会社が定める「施設利用要領」により行う。また、盛土や埋戻し等への新材（購入土）の使用は抑制する。

(3) 工事間流用

発生抑制及び現場内利用を行ったにもかかわらず、現場外に搬出せざるを得ない建設発生土は、工事担当者が、他の工事において再利用する調整を行う。

(4) 指定処分

(1) から(3)を行ったにもかかわらず、搬出せざるを得ない建設発生土は、(別表2)に定める受入機関を活用して、間接的な工事間流用を次の順に従って行う。

ア 本市臨海部へ搬出する場合は、横浜市港湾局が定める「建設発生土受入手続」により行う。

イ 広域利用へ搬出する場合は、横浜市みどり環境局と協議を行う。

ウ 首都圏利用へ搬出する場合は、横浜市みどり環境局と協議を行う。

エ ア、イ及びウ以外の設計図書による処分地については、あらかじめ各局の建設発生土担当課長(以下、「各局担当課長」という。)と調整し、設計主管課所長が定める。

オ エにおいて設計主管課所長が定めた場合、「建設発生土の指定処分に関する報告」(様式1)を、搬出後すみやかにみどり環境局公園緑地維持課に提出する。

なお、搬出が複数年度にわたる場合は、年度ごとに当該年度分を報告する。

(5) 確認処分

ア 確認処分は、次のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。

(ア) 工事監督主管課・所長(総括監督員)が工事施工上やむを得ないと認め、各局担当課長と事前に調整が図られているとき。

(イ) 指定処分地の受入容量が不足し、各局担当課長と事前に調整が図られているとき。

イ 工事監督主管課・所長(総括監督員)は、請負人から「建設副産物確認処分届」(様式2)(以下、「確認処分届」という。)を提出させ、確認し、各局担当課長に報告する。

ウ 各局担当課長は、確認処分を行った際は、「建設発生土の確認処分に関する報告」(様式3)によりみどり環境局公園緑地維持課に報告する。

なお、搬出が複数年度にわたる場合は、年度ごとに当該年度分を報告する。

5 がれき類

(1) 指定処分

ア 再利用可能ながれき類は、「がれき類の再資源化施設に関する事務取扱要領」により登録を受けた再資源化施設(別表3)に指定処分し、再生利用する。

イ 再利用できないがれき類は、（別表4）に定める処分地に指定処分する。

（2）確認処分

ア 指定処分とする工事であっても、再資源化施設の受入容量が不足している場合など、工事監督主管課・所長（総括監督員）が工事施工上やむを得ないと認めた場合は、（別表3）及び（別表4）に定める指定処分先以外の産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める許可を受けた産業廃棄物処理施設。以下、同様。）に確認処分することができる。

イ 工事監督主管課・所長（総括監督員）は、請負人から確認処分届を提出させ、確認する。

6 木くず

（1）指定処分

木くずは、「横浜市 木くずの再資源化に関する事務取扱要領」により登録を受けた登録事業者（別表5）の登録施設に当該登録事業者の受入基準に従い指定処分する。

（2）確認処分

ア 指定処分とする工事であっても、登録施設の受入容量が不足している場合など、工事監督主管課・所長（総括監督員）が工事施工上やむを得ないと認めた場合は、産業廃棄物処理施設に確認処分することができる。

イ 工事監督主管課・所長（総括監督員）は、請負人から確認処分届を提出させ、確認する。

別表1 (4(2)関係)

土 質 改 良 施 設

名 称	所 在 地 等
横浜市下水道河川局 改良土プラント	連 絡 先: 横浜改良土センター株式会社 電話 045-502-3745 F A X 045-505-3991 事 務 所: 横浜市鶴見区末広町1丁目6番1 プラント: 同 上

別表2 (4 (4) 関係)

建設発生土の指定処分地

名 称	連絡先等
[本市臨海部] 横浜市港湾局 大黒ふ頭中継所	連絡先：横浜港埠頭株式会社 建設発生土受入事業課 電話 045-671-0500 FAX 045-671-0521 事務所：横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階 中継所：横浜市鶴見区大黒ふ頭20番地
[本市臨海部] 横浜市港湾局 幸浦中継所	連絡先：横浜港埠頭株式会社 建設発生土受入事業課 電話 045-671-0500 FAX 045-671-0521 事務所：横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階 中継所：横浜市金沢区幸浦一丁目7番地
[広域利用] 横浜市みどり環境局 幸浦中継所	連絡先：横浜市みどり環境局 公園緑地維持課 建設発生土等担当 電話 045-671-3692 FAX 045-664-2588 事務所：横浜市中区本町6丁目50番地の10 中継所：横浜市金沢区幸浦一丁目7番地
[首都圏利用] 株式会社 建設資源 広域利用センター 指定受入地	連絡先：株式会社 建設資源広域利用センター 事業部首都圏課 http://www.ucr.co.jp/ 事務所：東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 虎ノ門清和ビル11階 電話 03-6205-8347 FAX 03-3503-5011 受入地：「UCR受入地利用案内」による
上記以外の設計図書 による処分地	設計図書に指定された処分地

別表3 (5 (1) ア関係)

がれき類の再資源化施設

受入廃材	再生材	名称	所在地
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊 (無筋・有筋) 現場発生路盤材 (旧路盤材)	再生アスファルト合材 再生路盤材 (RM-40, RC-40)	(株) 佐藤渡辺・大林道路(株) 横浜アスコン 共同企業体	横浜市瀬谷区目黒町36-2 045(921)3703
		前田道路(株)・大成ロテック(株) 共同企業体 相模アスコン	横浜市瀬谷区北町20-13 045(921)1899
		大和アスコン株式会社 大和合材工場	大和市下鶴間2594 046(263)3325
		横浜ベイアスコン株式会社	横浜市磯子区新磯子町27 -1 045(753)0728
		前田道路(株)・地崎道路(株) 共同企業体 京浜リサイクルセンター	川崎市川崎区塩浜3-24-10 044(299)4333
		前田道路(株) 横浜合材工場	横浜市栄区上郷町1555 045(891)7121
		鹿島道路(株)・日本道路(株)・世紀東急工業(株) 川崎アスコン 共同企業体	川崎市川崎区水江町4-9 044(270)5031
		日本舗材(株) 横浜工場	横浜市緑区青砥町415 045(931)3535
		世紀東急工業(株) 横浜混合所	横浜市都筑区川和町219 045(932)0541
		世紀東急工業(株)・大成ロテック(株) 共同企業体 金沢アスコン	横浜市金沢区鳥浜町4-2 045(774)6660
		日本道路(株) 神奈川合材センター	横浜市泉区上飯田町394 3 045(804)6523
アスファルト・コンクリート塊	再生アスファルト合材	東亜道路工業(株)厚木アスコン	厚木市金田1117-2 046(224)8470
	再生路盤材 (RC-40)	株式会社池田商店 横浜工場	横浜市旭区上川井町244 6 045(924)6025
アスファルト・コンクリート塊	再生アスファルト合材	(株)ガイアート・東京舗装工業(株) 共同企業体 綾瀬アスコン	綾瀬市小園806 0467(78)7181

別表4 (5 (1) イ関係)

がれき類の指定処分地

名 称	所 在 地 等
	横浜市中区南本牧3番1、4番1地先
南本牧第5ブロック 廃棄物最終処分場	提出窓口（「産業廃棄物継続搬入届出書」） (公) 横浜市資源循環公社 窓口 横浜市中区尾上町1丁目8番地 関内新井ビルディング 4階 TEL 045(223)2021
	南本牧廃棄物最終処分場管理事務所 TEL 045(625)9647

別表5（6関係）

木くずの登録事業者

登録事業者名	所在地・営業所名・連絡先等	受入基準
株式会社グーン	横浜市金沢区鳥浜町17番地3 (横浜リ・スタイルプラント) 電話 045-769-2526 FAX 045-349-4800	付表5-1
株式会社タケエイ	川崎市川崎区浮島町10-11 (川崎リサイクルセンター) 連絡先 (株)タケエイ 神奈川営業部 電話 03-6361-6850 FAX 03-6361-6857	付表5-2
門倉工業株式会社	横浜市戸塚区上矢部町2067-4 (戸塚工場) 電話 045-811-3541 FAX 045-811-3589	付表5-3
株式会社 光洲産業	横浜市神奈川区恵比須町5番地12 (光洲エコファクトリーYOKOHAMA BAY) 連絡先 本社営業部 電話 044-822-0795 FAX 044-811-7967	付表5-4
横浜エコロジー株式会社	横浜市金沢区幸浦1-4-2 (横浜エコロジー株式会社) 連絡先 営業部 電話 045-778-1153 FAX 045-778-1154	付表5-5
木材開発株式会社	川崎市川崎区水江町1-50ほか (川崎工場) 電話 044-280-1965 FAX 044-280-1967	付表5-6
株式会社リテック	座間市小松原1-5184-1ほか (座間営業所) 電話 046-252-4511 FAX 046-252-4521	付表5-8
ウッドフューエル綾瀬株式会社	綾瀬市早川2647-5 (ウッドフューエル綾瀬株式会社) 電話 0467-81-3452 FAX 0467-81-3462	付表5-9
ジャパンバイオエナジー株式会社	川崎市川崎区扇町12番7号 (ジャパンバイオエナジー株式会社) 電話 044-201-6780 FAX 044-201-6781	付表5-10
株式会社駿河サービス工業	足柄上郡松田町松田惣領2655-1 (松田工場) 電話 0465-85-5301 FAX 0465-85-5302	付表5-11

株式会社田中工務店	綾瀬市吉岡東 2-148 番 7 (神奈川資源リサイクルセンター) 電話 0467-76-8123 FAX 0465-76-8122	付表 5-12
-----------	---	---------

付表5－1 (受入基準)

事業所名	株式会社グーン 横浜リ・スタイルプラント
事業所所在地	横浜市金沢区鳥浜町17番地3
連絡先	電話番号 045-769-2526 FAX番号 045-349-4800
受入日	月曜日～土曜日、祝祭日(施設が指定する日)
受入時間	月曜日～土曜日 7:00～19:00 祝祭日 7:00～18:00 ※年末年始など変更が生じる場合は事前に連絡 ※搬入は事前連絡のこと。時間外は要相談
木くずの受入基準	・自力、フォークリフト又はホイルローダーを用いて 荷卸しができること ・油汚れや大きな金具等が付いていないこと
受入できない木くず	・CCA(銅、クロム、砒素)木材 ・クロスベニヤ ・コンクリート、ガラス陶磁器くず、石膏ボード、金属類の混入
その他	受入対象以外のものが混入した場合は、返却することがあり、返却作業工賃を請求する場合がある

付表5－2 (受入基準)

事業所名	株式会社タケエイ 川崎リサイクルセンター
住所	川崎市川崎区浮島町10-11
電話・FAX番号	株式会社タケエイ 神奈川営業部 電話 03-6361-6850 FAX 03-6361-6857
受入日	年中無休 (年末年始休暇、夏季休暇を除く ※詳細は問い合わせ願います)
受入時間	9:00～18:00 (※夜間については要相談)
受入木くずの基準	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れる木くず <ul style="list-style-type: none"> ①柱材・梁材、角材、桟木・垂木類 ②化粧板、足場板（木製）、型枠、ベニヤ、 松杭、枕木 ①と②は分別してください。 ・回収車両に積み込めるサイズであること 回収車両は2t～10t
受入できない木くず	※塗料や接着剤または薬品の付着した木くず及び複合物等は 引き受けできません（詳細は連絡の上、確認してください）。
その他	<p>※受入はタケエイ運搬車両による回収と、持ち込みも可能で す。</p> <p>※細かな受入に関する問い合わせは、営業窓口へご連絡下さ い。</p>

付表5－3 (受入基準)

事業所名	門倉工業株式会社 戸塚工場		
住 所	横浜市戸塚区上矢部町2067-4		
電話・FAX番号	電話 045-811-3541 FAX 045-811-3589		
受 入 日	月曜日～土曜日 (日曜日・祝日は休み)		
受入時間	7:00～18:00 (最終受付時間 17:30)		
受入木くずの基準	品 目 家屋解体材 (柱・梁・角材等) 長さ 4m以下 太さ 制約なし ※ 非鉄金属のドア、金属電線及びガイシ、 ビニールや壁紙等は、取り除いて搬入		
受入できないもの	塗料・接着剤等が付着している木くず 油が注入されている木くず (木製電柱・枕木等) CCA等により防腐・防蟻処理された木くず 金属・プラスチックとの複合材		
その他	※受入基準以外の木くずはその場で持ち帰っていただく。 悪質な場合は出入り禁止とする。 ※弊社設置のトラックスケール (台貫) にて計量を行い、その重量により処理金額を精算します。		

付表5-4 (受入基準)

事業所名	株式会社 光洲産業 光洲エコファクトリーYOKOHAMA BAY
住所	横浜市神奈川区恵比須町5番地12
電話・FAX番号	株式会社 光洲産業 本社営業部 電話 044-822-0795 FAX 044-811-7967
受入日	月曜日～土曜日 (日曜日・祝祭日等、詳細は問い合わせてください)
受入時間	24時間 (17:30～8:30の受入は問い合わせてください)
受入木くずの基準	柱材 梁材 角材 栓木 垂木 化粧板 足場板 型枠材 ベニヤ 4t車に積み込めるサイズであれば受入可能。 但し、「長さ3m以内、径30cm以内」を越える場合は、処理内容・価格等について確認してください。
受入できない木くず	塗料や接着剤または薬品の付着したもの 有害物質等汚染されているもの 木くず以外の他品目との複合材
その他	※受入対象物以外の不純物混入の場合は、受入ができなくなります。 (分別を徹底してください) ※細かい受入についてのご相談は、本社営業部までご連絡下さい。

付表5－5 (受入基準)

事業所名	横浜エコロジー株式会社
住所	横浜市金沢区幸浦1－4－2
電話・FAX番号	電話 045-778-1153 FAX 045-778-1154
受入日	月曜日から土曜日まで (日、祝日は休み)
受入時間	8:00～18:00
受入木くずの基準	<ul style="list-style-type: none">・大型の金属は取り除いてください。・紙やプラスチック等の付着物は取り除いてください。
受入できない木くず	<ul style="list-style-type: none">・枕木 (クレオソート等がしみ込んだもの)・焼け焦げた木くず・大型の金属や異物 (紙・プラスチック等) が付着したもの・木材以外の廃棄物
その他	<ul style="list-style-type: none">・受入基準の明細につきましては、上記担当者までご相談下さい。

付表5－6 (受入基準)

事業所名	木材開発（株）川崎工場		
住所	川崎市川崎区水江町1-50 ほか		
電話・FAX番号	電話 044-280-1965 FAX 044-280-1967		
受入日	月曜日から土曜日まで		
受入時間	6：00～19：00		
受入木くずの基準	解体木くず (柱材・角材・ベニヤ等)		
	○		
	・解体材はボルトなど鉄、紙・廃プラなどの混入に注意 ・不明な点が御座いましたら、事前にご相談下さい		
受入できない木くず	<ul style="list-style-type: none"> ・CCAなどにより防腐・防蟻処理された木材 ・塗料、接着剤が付着した木材 ・油が注入された木材 ・金属（釘程度はOK）・プラスチック・紙が付着した木材 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細な受入基準については、東京営業部（03-5203-1751）にお問い合わせ下さい。 ・受入基準以外のものを荷降ろししたときは、お持ち帰り頂きます。また、何度も受入基準以外の荷を搬入された場合は、搬入をお断りする場合も御座います。 		

付表5－8 (受入基準)

事業所名	株式会社リテック座間営業所		
住 所	座間市小松原一丁目 5184 番1 ほか		
電話・FAX番号	電話 046-252-4511 FAX 046-252-4521		
受 入 日	月曜日から土曜日まで		
受入時間	7:30～18:30		
受入木くずの基準	解体木くず	伐採木	伐根材
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
柱材、梁材、角材、桟木、垂木等。			
受入できない木くず	塗料、接着剤が付着した木くず。 釘以外の金物が付着した木くず。 プラスチック等との複合材。 油が注入されている木くず(木製電柱、枕木等)。CCA等により防腐、防蟻処理された木くず。木くず以外の廃棄物との混合物。 マツ杭		
その他	※ 受入基準以外の物が混入した場合は持ち帰っていただきます。 ※ 細かな受入基準については電話にてお問い合わせください。		

付表5－9 (受入基準)

事業所名	ウッドフューエル綾瀬株式会社
住所	綾瀬市早川 2647-5
電話・FAX番号	電話 0467-81-3452 FAX 0467-81-3462
受入日	月曜日～土曜日 ※日曜日は受入不可、祝祭日は弊社カレンダーによる
受入時間	8:00～17:00
受入木くずの基準	解体木くず A材 柱、はり B材 パレット C材 合板、ベニア
受入できない木くず	<ul style="list-style-type: none"> ・防腐剤が付着した木材 ・パーチクルボード ・モルタルが付着した木材 ・金属付き木材（金属の大きさにより受入不可） ・受け入れ可能かどうか不明なものはお問合せ頂くようお願い致します。
その他	受入基準以外のものが混入した場合は返品、又は別途請求。

付表 5-10 (受入基準)

事業所名	ジャパンバイオエナジー株式会社
住所	川崎市川崎区扇町 12 番 7 号
電話・FAX番号	電話 044-201-6780 FAX 044-201-6781
受入日	月曜日～土曜日 祝祭日は弊社カレンダーによる
受入時間	7:00～18:45
受入木くずの基準	<ul style="list-style-type: none"> 解体木くず 長さ 3mまで <p>大型金属類、プラスチック類、土石類等の異物を除去したもの ※付着、混入の場合はお持ち帰りいただきます。</p>
受入できない木くず	<p>CCA処理木材、焼損材、ゴザ、枕木、電柱、木毛セメント板、インシュレーションボード、刈草、ワラ シユロの木は長さ 1m以上のもの</p> <p>「木くず」以外の他品目との複合材 (例 遮音シート付着のままのフローリング材等)</p>
その他	※下記は「木くず」ではありませんので受入不可です。 合成木材、壁紙、ふすま、畳

付表5-11 (受入基準)

事業所名	株式会社駿河サービス工業 松田工場
住所	足柄上郡松田町松田惣領 2655-1
電話・FAX番号	電話 0465-85-5301 FAX 0465-85-5302
受入日	月曜日～土曜日 (G・W、夏季冬期等当社指定日を除く)
受入時間	午前7:00～午後6:00
木くずの受入基準	受入の品目 解体材 1. 処分場に搬入できるものであればサイズ制限なし
受入できない木くず	1. 木炭や一部燃焼したもの 2. 薬品 (コールタール等) が付着したもの 3. 石膏ボード、紙くず等が付着したもの 4. 土、砂が多量に付着したもの
その他	1. 目視により不純物を取り除いている。 2. くぎ等の金属は、磁選機により取り除いている。

付表 5-12 (受入基準)

事業所名	株式会社田中工務店 神奈川資源リサイクルセンター
事業所所在地	綾瀬市吉岡東 2-148-7
連絡先	電話 0467-76-8123 FAX 0467-76-8122
受入日	月曜日～土曜日 (第3土曜日、日曜日、祝祭日は受入不可)
受入時間	8:30～18:30 (事前連絡のこと)
木くずの受入基準	柱、梁、桟木、角材、ベニヤ等は車に積載できる範囲 土や砂などの付着物は可能な限り事前に取り除くこと
受入できない木くず	<ul style="list-style-type: none"> ・防腐、防蟻処理された木材 ・金属、プラスチック等付着している物 ・竹
その他	詳細な受入基準については上記連絡先にお問い合わせください。 受入基準以外の物を荷降ろしした場合は、返却作業に係る費用を請求することがあります。

建設発生土の指定処分に関する報告

みどり環境局 公園緑地維持課担当課長

局 課長

本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領の4(4)オにより、建設発生土の指定処分について報告いたします。

工事名		契約年月日 令和 年 月 日	
		完成期限 令和 年 月 日	
工事場所			
種類	<input type="checkbox"/> 第一種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第二種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第三種建設発生土 <input type="checkbox"/> その他 ()	搬出量 (ほぐし)	総搬出量 (年度搬出量) m ³
処分先	名称 (ストックヤードや流用先工事などの名称)		
	所在地		
	処分先の種類 <input type="checkbox"/> ストックヤード <input type="checkbox"/> 本市公共工事間流用 <input type="checkbox"/> その他 ()		
搬出期間 総搬出期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (年度搬出期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)			
備考	法令に基づく処分先の許可・届出番号等 (開発行為、国土交通省へのストックヤード登録番号など)		

注: 工事が複数年度の期間となる場合には、年度ごとに当該年度分を報告すること。

建設副産物確認処分届

工事監督主管課・所長（総括監督員）

工事請負人
住 所
氏 名

工事に伴う建設副産物について、次のとおり適正に処分いたします。また、建設発生土を国土交通省ストックヤード運営事業者登録制度の登録をしていないストックヤードに処分する場合、最終処分先への搬出を確認できる書類を、搬出後に提出いたします。

工事名		契約年月日 令和 年 月 日	
		完成期限 令和 年 月 日	
工事場所			
種類・搬出量	□土 砂： □木くず：	m^3 ほぐし □アスコン塊 □セメコン塊： t □その他（ ）：	m^3 m^3
確認処分とする理由（工事施工上、やむを得ず確認処分とする場合に記入）			
処分地	所在地		所有（管理）者 住所 氏名
	地目	現況	主要道路からの搬入路 延長 m、平均幅員 m、最小幅員 m
	処分地の種類 □産廃処分地（許可番号 ） □開発行為等（許可番号 ） □ストックヤード（登録番号 ） □農地造成 □その他（ ）		都市計画区分 □市街化区域内 □市街化調整区域内
	運搬業者 □直営 □下請負等 業者名 住 所 (産業廃棄物の場合) 許可番号		
運搬距離 km	使用車種 t車	平均のペ台数 台/日	平均運搬量 $m^3 \cdot t/日$
運搬期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日			
添付書類 □処分地位置図 □運搬経路図 □開発行為等許可書の写し □その他（盛土規制条例等許可書の写し、その他 ）			
備考			

様式3 (4 (5) ウ 関係)

令和 年 月 日

建設発生土の確認処分に関する報告

みどり環境局 公園緑地維持課担当課長

局 課長

本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領の4(5)ウにより、建設発生土確認処分について報告いたします。

工事名		契約年月日 令和 年 月 日	
		完成期限 令和 年 月 日	
工事場所			
種類	<input type="checkbox"/> 第一種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第二種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第三種建設発生土 <input type="checkbox"/> その他 ()	搬出量 (ほぐし)	総搬出量 (年度搬出量) m ³
処分先	名称 (ストックヤードや流用先工事などの名称)		
	所在地		
	処分先の種類 <input type="checkbox"/> ストックヤード <input type="checkbox"/> 本市公共工事間流用 <input type="checkbox"/> その他 ()		
搬出期間 (年度搬出期間)	総搬出期間 (年度搬出期間)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日
備考	法令に基づく処分先の許可・届出番号等 (開発行為、国土交通省へのストックヤード登録番号など)		

注1：様式2を添付すること。

注2：工事が複数年度の期間となる場合は、年度ごとに当該年度分を報告すること。

注3：建設発生土を国土交通省ストックヤード運営事業者登録制度の登録をしていないストックヤードに処分する場合、最終処分先への搬出を確認すること。

附 則

1 施行期日

この要領は、昭和57年 1月25日から施行する。

2 経過措置

この要領の施行前から内陸処分を行っている工事の建設発生土等処分手続については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、昭和59年 6月 1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年11月 1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和63年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和63年 5月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 元年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2年 6月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3年 6月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 7年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 10年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 10年 10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12年 10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13年 7月 31日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13年 8月 10日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14年 8月 14日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15年 4月 21日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年 1月 5日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 1月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 1月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

(日本舗材(株) 横浜工場の再生路盤材の追加登録)

((株) NIPPOコーポレーション・大林道路(株) 共同企業体再生アスファルト合材、再生路盤材の新規登録)

附 則

この要領は、平成21年 1月 1日から施行する。

(世紀東急工業(株) 横浜混合所の再生路盤材の新規登録)

附 則

この要領は、平成21年 9月 1日から施行する。

((株) NIPPOコーポレーションの社名変更)

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 5月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 6月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月12日から施行する。

(東亜道路工業(株)厚木アスコン再生アスファルト合材の新規登録)

附 則

この要領は、平成23年12月20日から施行する。

(横浜エコロジー(株)木くずの新規登録)

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

(建設発生土の指定処分、確認処分等の変更)

附 則

この要領は、平成25年9月24日から施行する。

(世紀東急工業(株)・日本道路(株)共同企業体 金沢アスコンの取扱い再生材の品目(再生路盤材)の追加登録)

附 則

この要領は、平成27年12月25日から施行する。

(株)ガイアートT・K・東京鋪装工業(株)共同企業体綾瀬アスコン再生アスファルト合材の新規登録)

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(萬世リサイクルシステムズ(株)、(株)タケエイ木くずの受入基準の変更)

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

(株式会社池田商店横浜工場再生路盤材の新規登録)

附 則

この要領は、平成28年8月17日から施行する。

(株式会社NIPPOの社名変更)

附 則

この要領は、平成29年1月20日から施行する。

(株式会社ガイアートT・K・東京鋪装工業株式会社共同企業体綾瀬アスコン、株式会社NIPPO横浜リサイクルセンター横浜合材工場の社名変更及び日本道路株神奈川合材センターの取扱い再生材の品目(再生路盤材)の追加登録)

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(株式会社佐藤渡辺・大林道路株式会社、三井住建道路株式会社横浜アスコン共同企業体及び川崎シーサイドアスコン取扱い品目の変更、川崎ベイアスコン新規登録及び木材開発株式会社木くずの新規登録)

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

(萬世リサイクルシステムズ(株)の社名変更及び4(4)イ建設発生土広域向け指定処分の表記変更)

附 則

この要領は、平成29年9月15日から施行する。

(ジャパンウェイスト株式会社横浜事業所木くずの新規登録)

附 則

この要領は、平成29年11月10日から施行する。

(株式会社佐藤渡辺・大林道路株式会社、三井住建道路株式会社横浜アスコン共同企業体の取扱い品目の変更)

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(南本牧廃棄物最終処分場の変更)

附 則

この要領は、平成30年5月31日から施行する。

(株式会社グーン及び門倉工業株式会社の木くずの受入基準の変更)

附 則

この要領は、平成30年12月20日から施行する。

(様式3「建設発生土の確認処分に関する報告」の追加)

附 則

この要領は、平成31年3月7日から施行する。

(株式会社 建設資源広域利用センター事業部首都圏課の所在地・連絡先の変更)

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(世紀東急工業株式会社横浜混合所の所在地地番変更、株式会社リテック座間営業所の木くず再資源化施設新規登録)

附 則

この要領は、平成31年4月5日から施行する。

(横浜市環境創造局改良土プラントの所在地の変更)

附 則

この要領は、平成31年4月19日から施行する。

(横浜アスコン共同企業体の構成員の変更)

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月23日から施行する。

(京浜リサイクルセンター前田道路(株) 川崎合材工場の名称変更)

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(建設発生土指定処分の変更、世紀東急工業(株)・日本道路(株)共同企業体金沢アスコンの名称変更、株式会社グーン、株式会社タケエイ及び門倉工業株式会社の木くずの受入基準の変更、ウッドフューエル綾瀬株式会社の木くず再資源化施設新規登録)

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(ジャパンバイオエナジー株式会社の木くず再資源化施設新規登録、様式2「建設副産物確認処分届」工事請負人の押印廃止)

附 則

この要領は、令和3年10月29日から施行する。

(世紀東急工業(株)金沢混合所の名称変更、ジャパンウェイスト株式会社の名称変更)

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(株式会社グーンの木くずの受入基準の変更)

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

(京浜リサイクルセンター（株）・地崎道路（株）共同企業体 川崎工場の名称変更)

附 則

この要領は、令和5年1月19日から施行する。

(アサヒプリテック（株）の廃止)

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(横浜エコロジー（株）の登録の削除)

(ジャパンバイオエナジー（株）の木くず受入基準の変更)

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

(横浜エコロジー（株）の登録の更新)

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(機構改革のための変更)

(（株）駿河サービス工業の木くず再資源化施設新規登録)

(（株）グーン、（株）リテック、ウッドフューエル綾瀬（株）、ジャパンバイオエナジー（株）、（株）駿河サービス工業の木くず受入基準の変更)

附 則

この要領は、令和6年6月10日から施行する。

(様式1～3の修正)

(確認処分の例示の追記)

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(川崎シーサイドアスコン及び川崎ベイアスコンのがれき類再資源化施設登録廃止)

(（株）田中工務店 神奈川資源リサイクルセンターの木くず再資源化施設新規登録)

((株) グーン、 (株) タケエイ、門倉工業 (株) 、ウッドフューエル綾瀬
(株) 、 (株) 駿河サービス工業の木くず受入基準の変更)

附 則

この要領は、令和7年10月23日から施行する。

(東亜道路工業 (株) 厚木アスコンの再生路盤材の新規登録 (RC-40))